

「おぢや錦鯉PRロゴマーク」使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「おぢや錦鯉PRロゴマーク（以下、「錦鯉PRロゴ」という。）」を使用する際に必要な事項を定め、もって「錦鯉発祥の地（名産地）」である小千谷市を「錦鯉のまち」としてPRし、誘客促進と交流人口の増加を図ること、また、商品開発等に使用する場合は、市産品の販路拡大、市の産業振興に寄与することを目的とする。

(「錦鯉PRロゴ」の使用に関する権利)

第2条 錦鯉PRロゴの使用に関する一切の権利は、小千谷市に属する。

(使用対象)

第3条 錦鯉PRロゴを使用できる対象者は、次による。

- (1) 小千谷市内の個人、団体、事業所等
- (2) 前号に規定する者以外で市長が認める者

(使用申請)

第4条 錦鯉PRロゴを使用する者は、あらかじめ「おぢや錦鯉PRロゴマーク使用申請書（以下、「使用申請書」という。）」を、小千谷市長（以下、「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請を行った者（以下、「申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用承諾の手続き)

第5条 市長は、前条第1項の規定による使用申請があった場合はその内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときには、使用を承諾する。なお、この場合、市長は錦鯉PRロゴの使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

- 2 市長は、前項に規定する使用承諾を行った場合は、「おぢや錦鯉PRロゴマーク使用承諾書」により当該申請者へ通知するものとする。
- 3 使用承諾の期間は、使用承諾の日から1年間とする。

(使用承諾の制限)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、申請者の錦鯉PRロゴの使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く）または商品等を支援若しくは推薦し、またはこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が高いと認められるときはこの限りでない。
- (5) 特定の政治的、宗教的または思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業またはその広告等に使用される場合
 - (7) 錦鯉PRロゴの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) 小千谷市のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) 錦鯉PRロゴの著しい変形を行う場合
 - (10) その他、市長が錦鯉PRロゴの使用が適当でないと認める場合
- 2 市長は、前項の規定により前条の使用承諾を行わない場合は、当該申請者に通知するものとする。

（使用承諾内容の変更等）

第7条 第5条の規定により使用承諾を受けた内容について変更をしようする場合は、あらかじめ「おぢや錦鯉ロゴマーク使用変更申請書（以下「変更申請書」という。）」を市長に提出し、変更についての使用承諾を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第5条の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての使用承諾を行うことができる。
- 3 市長は、前項に規定する変更についての使用承諾を行った場合は、「おぢや錦鯉ロゴマーク使用変更承諾書」により当該使用者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 錦鯉PRロゴの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 錦鯉PRロゴの使用にあたっては、使用承諾（第7条の規定による使用承諾内容の変更使用承諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸または継承しないこと。
- (4) 商品開発等に使用する場合は、消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者、または制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5) 当該使用承諾に係る使用対象物等の完成品の写真またはサンプルを提出すること。
ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、市長が別に指示する。
- (6) 市長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (7) その他各種の法令を遵守すること。

（使用料）

第9条 錦鯉PRロゴの使用料については、次による。

- (1) 第3条第1号に規定する者及び同条第2号に規定する者のうち収益を伴わない者は無料とする。
- (2) 第3条第2号に規定する者で収益を伴う場合は別途協議による。

(使用承諾の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用承諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した使用申請書、または変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他使用承諾の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項に規定する取り消しを行った場合には、当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用承諾の取り消しを受けた者は、使用対象物等に使用承諾取り消しの日から錦鯉PRロゴを使用することはできない。

4 市長は使用承諾の取り消しを受けた者に対して、使用承諾の取り消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 市長は、前三項の規定により、使用承諾を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は第1項の規定により使用承諾の取り消しを受けた者が、その取り消し後に行った使用申請について、必要と認める期間、使用承諾を行わないことができる。

7 市長は、使用承諾を受けずに錦鯉PRロゴを使用した者が行う使用申請について、前項の規定を適用することが出来る。

8 前二項に定める市長が必要と認める期間は、第6項の規定については取り消しの日から、第7項の規定については小千谷市が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して錦鯉PRロゴを使用する権利を付与するものではない。また、使用者または使用対象物等について小千谷市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 小千谷市は、使用承諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、小千谷市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、錦鯉PRロゴの使用に際して故意または過失により小千谷市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を小千谷市に賠償しなければならない。

4 市長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第13条 市長は、錦鯉PRロゴの適正な管理と、広く活用促進を図る観点から、使用承諾の状況及び使用承諾取り消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この要綱に関する事務は、小千谷市にぎわい交流課が行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、錦鯉PRロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。